第27回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち交付書面省略事項）

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

第27期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

スカイマーク株式会社

上記の事項につきましては、法令に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 決議の内容の概要

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「コンプライアンス規程」を取締役及び使用人が法令、定款、社内規則及び社会規範等を遵守し、企業活動を行うための行動規範とする。

その徹底を図るため、内部統制推進室がコンプライアンスを社内横断的に統括することとし、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備にあたる。

監査役及び監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、随時取締役会及び監査役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

法令違反等を防止し、又は早期発見のうえ是正するために、「内部通報制度」を活用し運営する。

健全な会社経営のため、「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力とは関わりを持たず、また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社全体で毅然と対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に則り文書又は電磁的媒体に記録し整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて改善を勧告する。当該文書等の整理・保存について監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理は、内部統制推進室が総括し、組織横断的な協議機関としてリスク管理委員会を設置するとともに、各部門においては各分野における規程やマニュアル類を整備し、具体的な内容を関連要領、細則等に定めて、リスク管理体制を構築する。当該要領及び細則等に基づき、必要に応じてリスクの洗い出しを行うとともに、教育等の実施により、リスク管理体制を確立する。

安全運航に関するリスクについては、代表取締役社長が議長となり、関連する全部門により組成される「安全推進会議」を定期的に開催し、リスクの低減・解決策を審議・決定し、安全の維持・向上を図る。

監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が共有する中期経営計画等の全社的な目標を継続し、各部門担当取締役又は、その目標達成のために各部門が実施すべき具体的な施策、及び職務権限・意思決定ルールを含めた効率的な業務遂行体制を定める。

各部門担当取締役は、その進捗状況を取締役会等において定期的に報告し、施策及び業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

⑤ 当社の業務の適正を確保するための体制

当社は、所管部門において財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために必要な内部統制の体制を構築し、運用する。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査室員等を補助すべき使用人として指名することがある。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮・命令は受けないものとする。

⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権限は、監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮・命令は受けないものとする。

⑧ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令及び定款に定める事項に加え、会社の信用や業績に大きな影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、すみやかに監査役に対して報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないこととし、その旨を当社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底し適正に対応する。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、適正でない場合を除き、担当部署において協議の上、当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び監査室と緊密な連携を図るとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。

監査役は、代表取締役と定期的に経営情報を共有する機会を持ち、監査上の重要課題、会社が対処すべき課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深め、監査の実効性を確保する。

また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士等より助言を受けることができる。

(2) 体制の運用状況の概要

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全役職員に対しコンプライアンス研修を実施し、意識の醸成を図っております。内部通報制度については中立公平な外部委託窓口を開設し、不適正な状況を早期に把握し、予防を図ることのできる体制を整えております。大株主、役員、使用人、取引先に対し反社会的勢力調査を実施し、取引開始時には反社会的勢力排除に関する覚書の締結を促しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役による代表的な職務権限の１つである稟議決裁については、電子承認システムにて管理しており、監査役は当該稟議の閲覧を行っております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全管理体制（Safety Management System：SMS）による安全リスクの適切な管理を目的に、航空法に基づく「安全管理規程」を設定し、本規程の下、経営陣と各部門代表者にて構成されている安全推進会議を月１回開催し、直近で生じた不具合等を中心に予防や再発防止策についての議論を深めております。また、議事録は全使用人に公開し周知を図っております。

その他、現場部門の状況を的確に把握、各部門内の安全管理体制が適切に機能していることを確認する、オペレーション安全推進会議、各部門において安全にかかる課題を討議する安全リスクマネジメント会議を設置し、安全リスクに対する体制の強化を図っております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営状況及び経営方針について使用人の説明会を適宜開催し、内容の共有を図っております。併せて「企業ミッション」「お客様への約束」等の理念についても理解を求めるとともに、全使用人に同内容を記したカードの携行を求め事業に対する意識の統一を図っております。

⑤ 当社の業務の適正を確保するための体制

所管部門において財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために必要な内部統制の体制を構築し、運用しております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

補助すべき使用人は業務経験に基づき監査役の職務執行を補助しております。

⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より指定を受けた際は、専ら監査役の指揮に服し業務を遂行することとしております。

⑧ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役自身が監査室の実施する内部監査に立ち会い、各部門における課題を認識し使用人（各部門職員）に直接質す機会が確保されております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス規程及び同研修内容を通じ、違反等を含め他部門へ報告をしたことを理由とした不利益取り扱いの禁止を徹底しております。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

実務上、事後精算を主としておりますが、額次第では費用の前払いにも柔軟に応じることとしております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会の他、経営戦略会議等に出席し、主に経営施策を議論する場を通して意見を述べる機会を保障しております。また代表取締役と監査役との間で意見交換会を実施し、経営上の課題に認識を深める機会を設けております。

株主資本等変動計算書（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100	－	10,900	10,900	△6,815	△6,815	4,184
当期変動額							
新株の発行	7,134	7,134		7,134			14,268
減資	△7,134	△7,134	14,268	7,134			－
当期純利益					5,726	5,726	5,726
欠損填補			△6,815	△6,815	6,815	6,815	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	7,453	7,453	12,541	12,541	19,995
当期末残高	100	－	18,353	18,353	5,726	5,726	24,179

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,114	5,114	9,299
当期変動額			
新株の発行			14,268
減資			－
当期純利益			5,726
欠損填補			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,376	△5,376	△5,376
当期変動額合計	△5,376	△5,376	14,618
当期末残高	△262	△262	23,917

(注)　記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……① 航空機部品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
② その他の貯蔵品
最終仕入原価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）
建物……定額法（建物）及び定率法（建物附属設備）を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。
なお、耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～31年
建物附属設備	3年～18年

航空機材……定額法（航空機）及び定率法（航空機部品）を採用しております。
なお、耐用年数は以下の通りであります。

航空機	12年～15年
航空機部品	8年～10年

その他の有形固定資産……定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法によっております。
なお、耐用年数は以下の通りであります。

構築物	10年～20年
機械及び装置	8年
車両運搬具	2年～ 6年
工具、器具及び備品	2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）
……定額法を採用しております。
ただしソフトウエア（自社利用分） につきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産
（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
……自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法を採用しております。
長期前払費用……定額法を採用しております。

4．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

貸倒引当金……売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額当期負担額を計上しております。

定期整備引当金……航空機材の定期整備費用の支出に備えるため、定期整備費用見積額を計上しております。

返還整備引当金……航空機材の返還時に要する支出に備えるため、返還整備費用見積額を計上しております。
また、それに加えリース会社への預け金と返還請求可能額の差額から生じる回収不能見込額を計上しております。

6．収益及び費用の計上基準

主要な事業である航空事業につきまして、以下の５ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。

ステップ１：顧客との契約を識別する
ステップ２：契約における履行義務を識別する
ステップ３：取引価格を算定する
ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、主として航空事業を行っており、一般顧客に対して航空運送サービスを提供しております。

当社では、航空券の購入手続きの完了をもって契約として識別し、契約に含まれる一つ一つのサービスが統合されて１つの履行義務として識別しております。原則として当該サービスの提供を完了した日に一時点で認識することが適切と判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、通常、履行義務の充足前に前もって受領しております。

収益は、顧客との契約に基づいて合意された金額で測定しております。

7．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約、商品スワップ
ヘッジ対象……外貨建予定取引、航空機燃料購入に係る予定取引

(3) ヘッジ方針
当社の社内規程に基づき、外貨建予定取引に対する外国為替相場の変動リスク及び航空機燃料に係る原油価格の変動リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内で実施しております。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法
為替予約取引の締結時に実需への振当を行っているため、その対応関係の判定をもって有効性の判定に代えております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる計算書類に与える重要な影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「固定資産売却益」（当事業年度は、0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

１．繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度
繰延税金資産	22,897百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、繰延税金資産を認識するにあたり、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積りを行っております。

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、当社の策定している中期経営計画を基礎として、一時差異等の解消見込年度の課税所得を見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有する将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上しています。

なお、繰延税金資産の回収可能性判断に関して、2023年度については、行動制限の解除等、経済活動が正常化に向かうことで旅客需要が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復するとの前提をおいた将来計画に基づいて行っております。

この繰延税金資産の回収可能性については、上記の仮定に加え、過去の実績及び判断に基づいて合理的に見積りを行っておりますが、新機材の導入や路線計画等に基づく収入予測、燃油、為替相場の影響を受ける費用予測については、ポストコロナ期においても一定の不確実性が残り、将来における結果はこれらと異なる可能性があります。

2．定期整備引当金の算定

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度
定期整備引当金	27,276百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、航空機材の定期整備費用の支出に備えるため、定期整備費用見積額のうち、航空機の整備計画や過去の整備実績等に基づき整備が必要となるまでの運航回数に対して、当事業年度末までの運航回数の進捗に対応する部分の金額を定期整備引当金として計上しております。また、定期整備費用は、当期までの航空機整備の実績を基礎として見積りを行っております。当社では、各期末に当該定期整備費用見積額について最新の整備実績の状況を踏まえ見直しを行うことで定期整備引当金が適切かどうかを確認しており、将来発生が見込まれる整備費用について、必要十分な金額を引当計上していると考えておりますが、航空機の整備計画や整備内容の変更、及び臨時的な整備の発生等により、見積金額に影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、定期整備引当金の計上金額とは異なる整備費用が発生する可能性があります。

3．返還整備引当金の算定

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度
返還整備引当金	3,562百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、リース会社への航空機材返還時に要する支出に備えるため、返還時に必要となる整備費用見積額、及びリース会社への預け金と返還請求可能額の差額から生じる回収不能見込額を合算し、返還整備引当金として計上しております。返還時に必要となる整備費用見積額は、リース会社と返還期日について合意した機体がある場合に、過去の返還時における整備費用の実績を基礎として見積りを行っております。また、リース会社への預け金と返還請求可能額の差額から生じる回収不能見込額についても、過去の機体返還時において回収不能となった預け金の金額等を基礎として見積りを行っております。当社では、これらの航空機材返還時に要する支出見積額について、最新の状況を踏まえ見直しを行うことで返還整備引当金が適切かどうかを確認しており、必要十分な金額を引当計上していると考えておりますが、返還時に必要となる整備費用の高騰や、航空機材の買取その他リース契約の条件変更等により、預け金の金額が大きく変動した場合、見積金額に影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、返還整備引当金の計上金額とは異なる航空機材返還時の支出額となる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

航空機材	10,779百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	30,000百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額 20,251百万円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額（389百万円）が含まれております。

3．シンジケートローン(30,000百万円)の借入期間１年延長に係る変更契約の締結

既存のシンジケートローン契約は、2022年７月29日をもって契約期間満了となる中、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大に備えるため、借入期間を１年延長すべく2022年７月27日において変更契約を締結いたしました。

なお、変更後の契約満了日は2023年７月31日となっております。その他重要な契約内容の変更等はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1．当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　60,329,400株

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2023年５月25日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

①	配当金の総額	301百万円
②	１株当たり配当額	5.0円
③	基準日	2023年３月31日
④	効力発生日	2023年６月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1．繰延税金資産

定期整備引当金	9,434百万円
返還整備引当金	1,232百万円
資産除去債務	151百万円
減価償却超過額	33百万円
税務上の繰越欠損金	26,446百万円
繰延ヘッジ損益	515百万円
その他	421百万円
繰延税金資産小計	38,235百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△10,721百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,136百万円
評価性引当額小計	△12,857百万円
繰延税金資産合計	25,378百万円

2．繰延税金負債

為替差損益	△2,047百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△56百万円
繰延ヘッジ損益	△377百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債（△）合計	△2,480百万円
繰延税金資産の純額	22,897百万円

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、運営資金については自己資金を基本とし、一時的な資金需要に対しては銀行等金融機関からの借入により資金を調達する方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の敷金及び保証金並びに長期預け金は為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、１年以内の支払期日であります。また、その一部には航空機部品の購入等に伴う外貨建のものがあり、為替変動のリスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び航空機燃料に係る原油価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であります。ヘッジ会計の方法等については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記　7．ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である営業未収入金については、社内規程に従い、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先ごとに期日管理をするとともに財務状況等の悪化等による回収懸念を早期に把握し、また、軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は為替相場の状況を踏まえ、一定期間における確実性の高い外貨建て取引量を基準として、適宜、決済通貨を調達し保有しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する社内規程に従い担当者が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金繰表を適時に作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額0百万円）は含まれておりません。

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 敷金及び保証金	3,979	3,906	△73
(2) 長期預け金	31,102		
返還整備引当金	△3,562		
	27,540	27,272	△267
資産計	31,520	31,179	△341
(1) リース債務（＊2）	725	840	114
(2) 長期借入金	1,000	966	△33
負債計	1,725	1,806	81
デリバティブ取引（＊3）	(152)	(152)	－

(＊1) 「現金及び預金」、「営業未収入金」、「未収入金」、「短期借入金」、「営業未払金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(＊2) １年内返済予定のリース債務を含めております。

(＊3) デリバティブ取引により生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について は、（ ）で示しております。

(注１) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
現金及び預金	22,519	－	－	－
営業未収入金	5,062	－	－	－
未収入金	1,831	－	－	－
敷金及び保証金	629	1,686	1,615	48
長期預け金	9,593	16,948	4,560	－
合計	39,636	18,635	6,175	48

(注２) 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

	１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）	５年超（百万円）
短期借入金	30,000	－	－	－	－	－
長期借入金	－	－	－	－	－	1,000
リース債務	153	140	101	94	81	154
合計	30,153	140	101	94	81	1,154

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	－	1,023	－	1,023
商品関連	－	△1,176	－	△1,176
負債計	－	△152	－	△152

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	3,906	－	3,906
長期預け金	－	27,272	－	27,272
資産計	－	31,179	－	31,179
リース債務		840		840
長期借入金	－	966	－	966
負債計	－	1,806	－	1,806

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金、長期預け金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと、国債の利回り等適切な指標を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約及び商品スワップの時価は、為替レートや原油先物指標等の、観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務及び長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の返済期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

区分	取引の種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	5,621	1,892	257	257
合計		5,621	1,892	257	257

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	航空機材費等に係る支出	16,714	5,625	766
合計			16,714	5,625	766

商品関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	商品スワップ取引 受取変動・支払固定	航空燃料仕入に係る支出	15,394	5,306	△1,176
合計			15,394	5,306	△1,176

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	事業セグメント
	航空事業
航空事業収入	82,044
貨物運送収入	27
附帯事業収入	2,588
顧客との契約から生じる収益	84,661

2．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記　6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当事業年度及び翌事業年度の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

契約負債は主に、航空運送サービスの提供時に収益を認識する運送契約について、顧客からの前受対価に関連するものです。

契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当事業年度
契約負債（期首残高）	6,664
契約負債（期末残高）	12,165

なお、期首現在の契約負債残高は、概ね当事業年度の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(１株当たり情報に関する注記)

１株当たり純資産額　　396円46銭
１株当たり当期純利益　　111円88銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

以　上